

.....
三重県被災宅地危険度判定士認定登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の認定登録等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災宅地危険度判定 二次災害の発生若しくは被害の拡大を防止し、又は被害を軽減するため、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 二 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する能力を有する者として、知事がこの要綱に基づき認定登録した者をいう。
- 三 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(認定登録の対象)

第3条 宅地判定士は、県内に在住又は在勤する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第11条に規定する講習を修了した者の中から認定登録する。

- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
- 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有する者
- 四 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事等が認めた者

(認定登録の手続)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の認定登録を受けようとするものは、第11条の講習修了後に、被災宅地危険度判定士認定登録申請書（様式第1号。以下「認定登録申請書」という。）により知事に対して申請しなければならない。

2 認定登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。

- 一 前条第1項第1号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び各々の認定登録要件を証明する書類
 - 二 前条第1項第2号及び第3号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）
-

.....
三 前条第1項第4号に該当する者については、1号及び2号に掲げる書類

四 申請者の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真）

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（認定登録証の交付）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士認定登録証（様式第4号。以下「認定登録証」という。）を交付する。

2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、認定登録することが出来ない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

（認定登録事項の変更）

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）及び認定登録証を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 居住地住所及び電話番号等
- 三 勤務地の名称、所属部署、所在地及び電話番号

2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した認定登録証を新たに交付するものとする。

（認定登録の更新）

第7条 認定登録の有効期間は、当該認定登録を受けた日から5年後を経た日の属する年度の末日までとする。

2 認定登録を更新しようとする者は、現に有効な認定登録の有効期間の終了の1ヶ月前までに、知事に被災宅地危険度判定士認定登録更新申請書（様式第6号）及び現に有効な認定登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出しなければならない。

3 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに認定登録を行い、新たな認定登録証を交付するものとする。

4 前項の認定登録の有効期間は、第1項に準ずる。

（認定登録証の再交付）

第8条 宅地判定士は、認定登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士認定登録証再交付申請書（様式第7号）により知事に再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した認定登録証を発見したときは、速やかに当該認定登録証を知事に返納しなければならない。

.....

.....
(認定登録の辞退)

第9条 宅地判定士は、認定登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士認定登録辞退届(様式第8号)に認定登録証を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

(認定登録の取消)

第10条 知事は、宅地判定士として認定登録されている者について、宅地判定士として相応しくないと認めた場合は、認定登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該認定登録証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

第11条 県は、市町の協力を得て、被災宅地危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習会を実施する。

2 第3条第1項の講習は、前項の講習会及び被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

第12条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3項及び第10条第1項に規定する手続きを行った場合には、速やかに宅地判定士名簿に記載するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

2 この要綱施行日以前に被災宅地危険度判定連絡協議会長に対し認定申請を行い三重県に対して登録依頼のあった者に対しては、第5条による登録を受けている者とみなす。

附則

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。
.....